

住宅借入金等特別控除

住宅ローン等を利用して住宅を新築や購入、または増改築などをした場合、次の要件をすべて満たすと、住宅借入金等特別控除を受けることができます。

▶要件◀

- ◇住宅取得後6カ月以内に入居し、引き続き入居していること
- ◇床面積が50㎡以上の家屋
- ◇家屋の床面積の2分の1以上を自分が住むために使用していること
- ◇新築等のための返済期間が10年以上となる借入金（家屋とともに取得した住宅敷地用土地の借入金も含む）があること
- ◇合計所得金額が3千万円以下の人
- ◇入居した年かその前後2年以内の間に「居住用財産の譲

渡所得の課税の特例」などの特例を受けていないこと
◇増改築などの工事の場合、工事費用が100万円を超えるもの

▶必要な書類◀

- ◇住民票の写し（原本）
- ◇家屋、土地（家屋とともに土地を取得した場合）の登記簿謄本
- ◇借入金の年末残高等証明書
- ◇請負（売買）契約書など家屋・土地の取得年月日・床面積・取得価格が明らかとなる書類（印紙が貼ってあるもの）の写し
- ◇増改築の場合は、建築確認証・検査済証の写しまたは建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書

◎住宅に関するその他の特別控除

次の控除を受ける場合は上記要件と異なるものがありますので、事前に米子税務署で要件や必要書類等をご確認ください。

- ◇バリアフリー改修工事、省エネ改修工事に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除
- ◇認定長期優良住宅、認定低炭素住宅の新築等に係る借入金等特別控除
- ◇住宅耐震改修特別控除
- ◇住宅特定改修特別税額控除
- ◇認定長期優良住宅新築等特別税額控除

◎市・県民税の住宅借入金等特別税額控除

平成11年～18年、21年～25年までの間に居住し、所得税の住宅借入金等特別控除を受けた人で、所得税から控除しきれなかった金額がある場合は、次のいずれかのうち少額のもの翌年度の市・県民税に住宅借入金等特別控除として適用されます。

- ◇所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額
- ◇所得税の課税総所得金額等の額の5%（最高97,500円）

◎年金所得者に係る確定申告不要制度について

公的年金の収入額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下である場合、所得税の確定申告は不要（所得税における年金所得者に係る確定申告不要制度）ですが、次に該当するときは、市・県民税の申告が必要です。

- ◇所得が公的年金等に係る雑所得のみの人で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除（社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除など）以外の各種控除を受けるとき
- ◇公的年金等に係る雑所得以外の所得がある場合
※市・県民税については、申告不要制度はありません。

◎市・県民税についてのお知らせ

退職所得に係る住民税の計算方法が、平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当等に係る住民税から下記のとおり変更になります。

- ◇勤続年数5年以内の法人役員等の退職金について、
2分の1課税（波線部分）を廃止
(退職収入－退職所得控除) × 1/2 = 退職所得
- ◇10%の税額控除（波線部分）を廃止
(退職所得金額 × 税率（市6%、県4%）) × 0.9 = 住民税額

◀申告相談に持参するもの▶

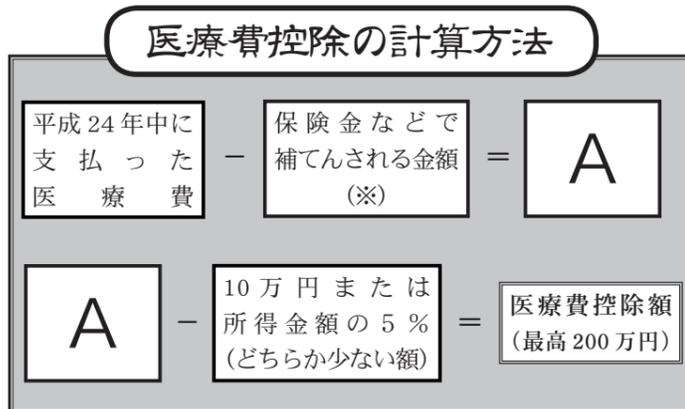
- ◇印章
- ◇申告者本人名義の振込先口座がわかる通帳など（還付の場合）
- ◇所得額がわかるもの
 - ①給与所得や公的年金に係る雑所得のある人 ⇒ 源泉徴収票
 - ②個人年金、生命保険の一時金や損害保険の満期戻金などのある人 ⇒ 支払調書などの支払いの明細がわかるもの
 - ③事業所得のある人
⇒ 収支内訳書、支払調書や収支のわかる帳簿など
- ◇控除額がわかるもの
 - ①生命保険料控除、地震保険料控除を受ける人
⇒ 支払い保険料などの証明書
 - ②社会保険料控除を受ける人
⇒ 健康保険料などの支払い額がわかるもの
※国民年金保険料の支払いがある人は「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の添付が必要です。
 - ③本人及び控除対象配偶者、扶養親族で障害者控除を受ける人
⇒ 障害者手帳、療育手帳など
 - ④医療費控除を受ける人 → それぞれの項目を参照
 - ⑤住宅借入金等特別控除を受ける人

【問い合わせ先】

- ◇米子税務署 税務課市民税係
☎32-4121 ☎47-1017

医療費控除

昨年中に、本人や家族が病気やけがなどで治療を受けた際に支払った医療費は、下図の算式により医療費控除として所得から差し引かれます。



※保険金などで補てんされる金額とは
健康保険などから支給を受ける高額療養費や出産育児一時金、生命保険の医療保険金や入院給付金など

▶対象となる主なもの◀

- ◇医師または歯科医師による診療または治療の費用
- ◇入院費（食事代を含む）
- ◇治療または療養に必要な医薬品の購入費
- ◇医師の処方に基づく治療のためのマッサージ、指圧、はり、灸、柔道整復による施術費
- ◇主治医の証明を受けた介護用おむつの購入費
- ◇介護保険サービスを利用した場合の領収書に記載されている医療費控除相当分
- ※介護保険サービスを利用した場合には、医療費控除対象金額の記載のある領収書が必要となります。施設またはサービス内容によって領収書の書式が異なりますので、詳しくは各施設にお尋ねください。

▶対象とならない主なもの◀

- ◇インフルエンザ等の予防接種の費用
- ◇美容整形の費用
- ◇疾病予防、健康増進のための医薬品の購入費
- ◇通院のための自動車のガソリン代、駐車料金

▶必要な書類◀

医療費の領収書、保険金等で補てんされる金額のわかるもの
※寝たきり等による介護用おむつの購入費を申告する場合は、「おむつ使用証明書」も必要です。

▶申告の際の注意◀

医療費控除を受ける際は、治療を受けた人ごとの病院別に集計した明細書（様式は問いません）が必要です。
明細書を記入する際は、保険金などで補てんされる金額を忘れずに記入してください。まだ受け取っていない保険金などがある場合は、予定額を記入してください。

確定申告をしなくてよい人でも、給与や年金等から源泉徴収された所得税額が、本来課税される所得税額よりも多いときや、医療費控除や住宅借入金等特別控除などの申告をすると、納め過ぎの所得税が還付されます。この申告を還付申告といいますが、米子税務署で受け付けは始まっています。境港市では、還付申告および市・県民税の申告の相談を2月1日（金）から下記のとおり受け付けますので、早めのご準備をお願いします。

申告の準備はお早めに！
市民会館での申告の受付は
2月1日（金）から

【会場】

市民会館第1会議室（2階）

【時間】（申告相談）

- ◇午前9時から正午まで
- ◇午後1時から5時まで（受付は午後4時まで）
- （※土・日・祝日は休み）

還付申告をされる人へのお願い

確定申告が始まる2月18日（月）以降は大変混雑が予想されます。医療費の集計や明細書の作成など、事前の準備をして、早めの申告をお願いします。

インターネットで所得税の確定申告書が作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で所得税の確定申告書を作成することができます。作成した申告書は、印刷してそのまま提出できます。

- ▶国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp/>